

乳幼児健康診査について

加藤 忠明¹⁾，千葉 良²⁾
川井 尚¹⁾，南部 春生³⁾

要約： 昭和41年の局長通知「母性・乳幼児の健康診査及び保健指導に関する実施要領」改訂試案作成のため、乳幼児健診のあり方について母子保健各分野から意見を求めた。対人保健サービスが市町村に委譲されるので、それを前提にして見直しを行うこととした。要点は、受診者主体の表現に、また古い用語や文章表現を、最近の言葉でわかりやすく直し、また最近の疾病構造の変化等に対応して、「疾病」や「慢性疾患」の内容の整理を試みた。さらに育児環境の変化に対応して、親子の様々なニーズに答えられるものにし、そして母子相互作用の重視とともに父親の役割についても述べた。

見出し語： 健康診査、乳児健診、幼児健診、保健指導、母子保健

1、研究目的

母子保健法の制定に伴って、昭和41年に局長通知として出された「母性・乳幼児の健康診査及び保健指導に関する実施要領」は、時代の変化、保健・医療の進歩などから現在の乳幼児健診の実状に合わない点が見られる。そこで乳幼児健診のあり方について、現状から将来も含めて各分野から意見を求め、検討し、改正案を作成することを目的とした。

2、研究方法

小児科医、歯科医、保健婦、心理の専門家等の班員、またその周囲の健診現場からの意見を広くもとめ、「保健指導のあり方に関する研究」班と共同して会合をもち作業を進めた。

3、研究結果

実施要領の改訂に際して要望事項は以下の通りである。なお改訂版（案）は、本報告書とは別に添付する。

(1) 全般的要望

＊) 母子保健をはじめとする対人保健サービスの大部分が、都道府県（保健所）から市町村に今後、委譲されることになっているので、それを前提にして見直しを行いたい。「第一次的な健康診査・保健指導等の事業は市町村、専門性や高度の技術を要する事業・計画の策定・指導等については保健所が主体となる」等の文章の挿入を行い、保健所と市町村との役割分担また連携についてふれたい。

＊) 従来の健診では「診査・スクリーニング→指導→管理」という行政用語が広く使われて

1) 日本総合愛育研究所、2) 仙台赤十字病院小児科、3) 聖母会天使病院小児科

いたが、より受診者主体の表現に改めたい。「相談、助言、支援、援助」等の言葉をより多く用いて、地域保健サービスという視点から書き直したい。

*) 古い用語や文章表現を、最近の言葉を用いてわかりやすく直したい。例えば「低体重児」、「兔唇」、「精神薄弱」は、「低出生体重児」、「口唇裂」、「精神発達遅滞」に、また「身体的及び精神的発育」は、「身体的発育及び精神的発達」に、また「家庭の育児能力不良、非摘出児等」は、「家庭の養育機能の低下や弱体化、一人親の家庭等」に改めたい。

*) 「疾病」や「慢性疾患」の内容を整理して、現在問題となっている疾患を盛り込みたい。例えば「先天性股関節脱臼」、「斜頸」は先天奇形に分類するのではなく、「慢性疾患」または「整形外科疾患」に含めたい。「トラコーマ」、「リウマチ熱」、「小児ストロフルス」等は削除し、「エイズ」、「自閉傾向」、「学習障害」、「小児虐待」等を盛り込みたい。

*) 出生数の減少、核家族化、地域の連帯意識の希薄化、育児情報の氾濫、母親の就労率の増加等、育児環境が変化している。それらに対応して、親子の様々なニーズに答えられるものにしたい。例えば「母子が気軽に相談を受けられる場所と時間を設定する」、「母子保健に関する情報提供システムや相談体制の整備をする」等の文章を挿入したい。

*) 母子相互作用は重視されるべきであるが、「母性」のみでなく「父性」または「父親」の役割も大切である。「母」、「母性」等の言葉の一部は「両親」、「夫婦」、「保護者」等に

改め、「父親の家事や育児への支援」等の文章を挿入したい。

*) 実施要領には要点だけを盛り込み、より詳しい内容については、時代の変化に即応して改訂できるように、「課長通知」、「解説」の

(2)各項目に関する要望

*) 「管理記録簿」は、「記録票」または「母子カード」等に改めたい。そして、「これらの資料については個人の秘密を遵守すること」を追加してほしい。

*) 健診回数は母子健康手帳の記載に準じた。即ち、生後1週間以内、1か月、3~4か月、6~7か月、9~10か月に少なくとも各1回、1~2歳は少なくとも年2回、3歳以降就学までは少なくとも年1回以上とすることが望まれる。

*) 個別健診(医療施設委託)と集団健診をうまく組み合わせられるようにしたい。例えば「地域内の医療、相談機関との連携の強化」等を入れたい。

*) 「健診で異常を認めた時に医師に受診」は「疑いのある時は専門医に受診するようすすめる。この場合、受診の有無及び結果を当該医師から確認し、適切な指導を行う」に改めたい。

*) 母乳哺育の推進、援助についてより具体的に記載し、WHO・ユニセフ共同声明「母乳育児成功のための10か条」の内容を盛り込みたい。ただし母乳不足や事情により母乳を与えられない母親に不安を与えぬ配慮も必要である。

*) 「栄養・食生活の重要性」を盛り込みた

い。乳幼児期は生涯を通じての健康づくりの時期であるので、より具体的によい食習慣づくりを指導し、個々の親子の相談にのりたい。

*) 「事故防止」についてより具体的に記載したい。

*) 「予防接種」については個別化の方針があるので、「定められた期日」を削除し、「予防接種を受けられなかった者への対策」について述べたい。

*) 身体発育計測は母子健康手帳の記載に準じ、2歳以降の胸囲を削除し、頭囲を入れたい。

(3)追加してほしい項目または内容

*) 「出産前小児科医の受診」

*) 母子保健に関与する職種として「薬剤師」、また関係機関として「市区町村」と「地域医師会」

*) 母子の健康増進等に関して「産休制度や育児休業制度の活用」

*) 地域内の連帯を形成させるために「親同士のグループづくりや地域住民組織（ボランティア組織）の育成」

*) 「紹介する医療機関を各地域で整備し、全国的に一定レベル以上の診療体制をつくる」

*) 「発病した場合の対応、また救急診療体制等についての指導」

*) 「乳幼児健診を担当する各職能及び各地域組織の代表者の会合」

*) 「マタニティーブルーズや産後の精神的障害、また育児不安等を認めた場合の精神的支援体制」

*) 新生児黄疸として「遷延性母乳黄疸、肝

炎、胆道閉塞等」

*) 新生児の「異常な出血傾向（ビタミンK欠乏性出血症等）」

*) 母の既往歴等で児の健康に影響あるものとして「妊娠中の飲酒・喫煙、肝炎、性感染症、甲状腺機能障害、精神障害等」

*) 「親の育児法の是非を問うのではなく、児のもって生まれたもの（気質、遅めの発達、易り病傾向等）をも視点に入れた指導・相談」

*) 「母子健康手帳に記載されている身体発育曲線や発達アンケートの利用」

*) 「姿勢の観察、筋緊張、引き起こし反応等による発達健診」

*) 「斜視」

*) 乳児の「歯科的異常（歯の萌出異常、口腔軟組織疾患等）」

*) 「保護者が心配事、不安、訴え等をよく話せるように心がける。また養育態度、乳児の不安定な状態、小児虐待、家庭環境等にも配慮しながらの健康診査」

*) 「健診の際は親の育児態度をよく支援して育児に自信をつけさせること」

*) 「見つめ合い、語りかける、抱きしめる等の母子相互作用、心の健康の重要性」

*) 1日の生活リズムは「快遊、快食、快眠、快泄」が大切

*) 「要経過観察児は成長発達に伴い健常児となることが多いこと」

*) 「幼児の口腔の発育発達に応じた歯予防と健全な永久歯列の育成及びそしゃく器官の発達をめざし指導すること」

*) 「在宅医療」



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:昭和41年の局長通知「母性・乳幼児の健康診査及び保健指導に関する実施要領」改訂試案作成のため、乳幼児健診のあり方について母子保健各分野から意見を求めた。対人保健サービスが市町村に委譲されるので、それを前提にして見直しを行うこととした。要点は、受診者主体の表現に、また古い用語や文章表現を、最近の言葉でわかりやすく直し、また最近の疾病構造の変化等に対応して、「疾病」や「慢性疾患」の内容の整理を試みた。さらに育児環境の変化に対応して、親子の様々なニーズに答えられるものにし、そして母子相互作用の重視とともに父親の役割についても述べた。